

第131回 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

■ 開催場所

新宿パークタワー3階
パークタワーホール
東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分まで

東亜建設工業株式会社

証券コード：1885

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
■ 決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員であるものを除く）8名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
（添付書類）	
事業報告	22
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主各位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
東亜建設工業株式会社
代表取締役社長 秋山優樹

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、極力、書面またはインターネット等により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー3階 パークタワーホール
（ご来場の際には、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第131期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第131期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4. その他株主総会に関する事項
当日ご欠席の株主様は、議決権を有する他の株主様1名を代理人としてその議決権を行使することもできます。なお、この場合は、代理権を証明する書面を当社にご提出いただく必要がありますのでご了承願います。

以 上

- ~~~~~
- お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、法令及び定款第17条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載してありません。
なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人及び監査等委員会の監査対象となっております。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 当社ウェブサイト (<https://www.toa-const.co.jp/>)

株主の皆様へ（お願い）

第131回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社は、第131回定時株主総会の開催にあたりまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様を第一に考え、ご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いしております。

なお、状況により次の対応をとらせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◇ご来場を検討されている株主様へのお願い

- ・当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないでください。
- ・来場時及び会場内では感染予防にご配慮いただき、必ずマスクを着用してください。
- ・議長及び登壇役員、また株主総会運営係員においてもマスク等を着用させていただきます。
- ・会場入口での係員による検温にご協力ください。
- ・37度5分以上の発熱、若しくは咳症状が見受けられる方は、入場をお断りさせていただきます。
- ・会場への入場の際には、アルコール消毒液にて手指の消毒をお願いします。
- ・座席の間隔を広く取りますので、十分な席数が確保できない場合がございます。
- ・会場内で咳き込むなど、体調不良がうかがえる場合は退場していただく場合がございます。
- ・体調が悪化し、また気分が優れなくなったなどの場合は会場係員までお申し出ください。
- ・お席でのご発言、大声でのご発声はお控えください。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。株主様からのご質問、ご発言につきましても、回数、時間の制限をさせていただく場合がございます。

なお、当社ではお土産のご用意はございません。

◇議決権行使のご案内

- ・郵送による投票は、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで有効となります。
- ・インターネットによる投票は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに賛否をご入力ください。

株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.toa-const.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

以上

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類（6～21頁）をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

行使
期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

行使
期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席される場合



開催
日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催
場所

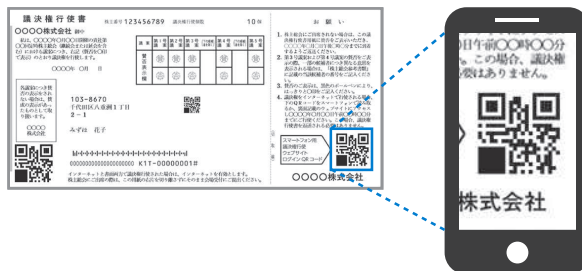
東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー3階 パークタワーホール

「スマート行使」によるご行使

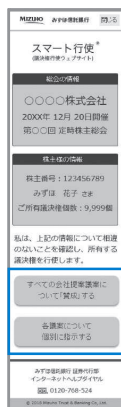
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

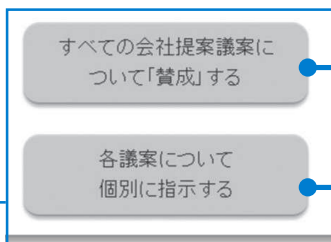
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



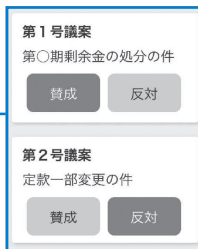
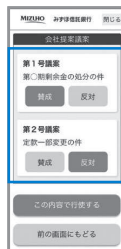
2 議決権行使方法を選ぶ



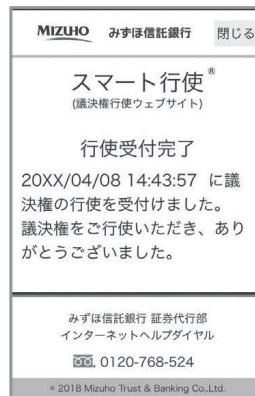
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

*** 議決権行使ウェブサイト ***

- 本サイトのご利用にあたっては、こちらをお読みください。ご了承いただける場合は、「次へすすむ」ボタンよりご利用ください。

【出集ご通知電子配信メニュー】

- 招集ご通知電子配信の申込みはこちら
- メールアドレス変更はこちら
- 登録メールアドレスの変更または中止はこちら

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

■「次へすすむ」をクリック



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。（電子メールにより招集ご通知電子配信時に届きます。当該電子メール末尾に記載しております）

議決権行使コード:

■「議決権行使コード」*を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

*** パスワード変更 ***

- パスワードを設定してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと新しいパスワードを入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。
- パスワードキーボードをご利用される場合は、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: (パスワードキーボード)

ご使用になる新しいパスワード: (任意のためおしり)

※数字の半角英数字のみが可決です。
※セキュリティの関係上、電話や画面で通知することは一切、いたしませんので、新しいパスワードは必ずご確認ください。

■「初期パスワード」*を入力し、実際にご使用になる**新しいパスワード**を設定してください

■「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

※インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524 (受付時間：平日午前9時～午後9時)

[株主総会参考書類]

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社における利益分配につきましては、安定的な配当を継続することに重点をおきつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。また、2020年度から2022年度までの中期経営計画におきまして、株主還元の指標として配当性向（単体）20%～30%を目標としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき80円 総額1,537,237,360円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 提案の理由
当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。
 - ①事業内容の拡大、多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を整備するものであります。
 - ②法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任及びその任期について、現行定款第21条（定員及び選任）に第6項及び第7項を新設するものであります。
 - ③最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるように現行定款第23条（代表取締役及び役員取締役）第2項の変更を行うとともに、これに関連して現行定款第16条（招集権者および議長）及び現行定款第24条（取締役会）に所要の変更を行うものであります。

④当社は1999年に執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離に努めております。上記③の変更に伴い、あらためて執行役員の選任方法及び役割等を明確にするため、変更案第31条（執行役員）を新設し、現行定款第31条以下の条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 〈条文省略〉</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (4) 〈条文省略〉</p> <p>(5) <u>地域開発、都市開発並びに海洋開発に関する企画、設計、監理及び工事の請負</u></p> <p>(6) ~ (17) 〈条文省略〉</p> <p>(18) <u>発電並びに電気、熱等エネルギーの供給事業及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>(19) ~ (21) 〈条文省略〉</p> <p>第3条~第15条 〈条文省略〉</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故あるときは、取締役会の決議により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条~第20条 〈条文省略〉</p>	<p>第1条 〈現行どおり〉</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (4) 〈現行どおり〉</p> <p>(5) <u>地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発に関する企画、調査、設計、監理、運営、施工、及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>(6) ~ (17) 〈現行どおり〉</p> <p>(18) <u>再生可能エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気、熱等エネルギーの供給、販売等に関する事業及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>(19) ~ (21) 〈現行どおり〉</p> <p>第3条~第15条 〈現行どおり〉</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員又は差支えあるときは、取締役会の決議により、他の取締役が株主総会を招集し、<u>又は議長</u>となる。</p> <p>第17条~第20条 〈現行どおり〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (定員及び選任)</p> <p>第21条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2～5 〈条文省略〉</p> <p style="padding-left: 4em;">〈新 設〉</p> <p style="padding-left: 4em;">〈新 設〉</p> <p>第22条 〈条文省略〉</p> <p style="padding-left: 2em;">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、会長及び社長各1名を定めることができる。</p> <p style="padding-left: 4em;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員 (定員及び選任)</p> <p>第21条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2～5 〈現行どおり〉</p> <p style="padding-left: 2em;">6 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">7 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第22条 〈現行どおり〉</p> <p style="padding-left: 2em;">(代表取締役及び社長・会長)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）又は第31条に定める執行役員の中から、社長1名を定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、会長1名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、業務執行を決定する。</p> <p>2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>3 会長に欠員又は事故あるときは、社長がこれに当り、社長に支障あるときは、<u>第16条第2項の規定に準拠して他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>4 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって別に定める。</p> <p>第25条～第30条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>第31条～第35条 〈条文省略〉</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、業務執行を決定する。</p> <p>2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に欠員又は差支えあるときは取締役社長が、取締役社長にも欠員又は差支えあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>3 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって別に定める。</p> <p>第25条～第30条 〈現行どおり〉</p> <p>(執行役員)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第32条～第36条 〈現行どおり〉 〈条数繰り下げ〉</p>

第3号議案

取締役（監査等委員であるものを除く）8名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）が任期満了となります。つきましては、経営の透明性と健全性の更なる向上及び中長期的な企業価値の向上を目的としたコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>あき やま まさ き 秋 山 優 樹 (1952年8月3日生)</p> 	<p>1975年4月 当社入社 2004年4月 当社千葉支店長 2007年6月 当社執行役員（横浜支店長） 2010年4月 当社執行役員常務（土木事業本部長） 2010年6月 当社取締役兼執行役員常務（土木事業本部長） 2013年4月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長） 2014年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長（安全環境部統括） 2015年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長（国際事業本部、安全環境部統括） 2016年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長 2016年6月 当社代表取締役兼執行役員社長 現在に至る</p>	13,600株


- (注) 1. 秋山優樹氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者とする理由について
秋山優樹氏は現場の最前線におけるマネジメント経験や当社での経営者としての経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。
また、社長就任後は当グループのあるべき姿、長期ビジョン〈TOA2030〉の実現に向け、中期経営計画の推進を指揮しており、引続きリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。秋山優樹氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>いけ だ まさ と 池 田 正 人 (1953年4月5日生)</p> 	<p>1978年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社土木事業本部土木部長 2012年 4 月 当社執行役員（横浜支店長） 2014年 4 月 当社執行役員常務（土木事業本部長） 2014年 6 月 当社取締役兼執行役員常務（土木事業本部長） 2016年 4 月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長、国際事業本部統括） 2016年 6 月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長） 2017年 7 月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長、地盤改良対策本部統括） 2017年11月 当社代表取締役兼執行役員専務（土木事業本部長、安全環境部、品質監査室、地盤改良対策本部統括） 2018年 4 月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部長、安全環境部、品質監査室、地盤改良対策本部統括） 2018年10月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部長、品質監査室、地盤改良対策本部統括） 2019年 2 月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部長、国際事業本部、品質監査室、地盤改良対策本部統括） 2019年 4 月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部、国際事業本部、安全環境部、品質監査室、地盤改良対策本部、洋上風力推進部統括） 2019年 6 月 当社代表取締役兼執行役員副社長（安全環境部、品質監査室、地盤改良対策本部、洋上風力推進部統括） 2020年 4 月 当社代表取締役兼執行役員副社長（安全環境部、地盤改良対策本部、洋上風力推進部、技術研究開発センター統括） 2021年 4 月 当社代表取締役兼執行役員副社長（安全環境部、洋上風力推進部、技術研究開発センター統括） 現在に至る</p>	5,400株


(注) 1. 池田正人氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者とする理由について
池田正人氏は、現場の最前線におけるマネジメント経験や当社での経営者としての経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。
当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引続きリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。

3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。池田正人氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>くろ す しげ とし 黒 須 茂 敏 (1954年5月8日生)</p> 	<p>1978年4月 当社入社 2006年4月 当社総務部長 2008年4月 当社管理本部経理部長 2012年4月 当社執行役員（管理本部経理部長） 2013年4月 当社執行役員 （管理本部副本部長兼経理部長） 2015年4月 当社執行役員常務 （管理本部副本部長兼経理部長） 2016年4月 当社執行役員常務（管理本部長） 2016年6月 当社取締役兼執行役員常務 （管理本部長、経営企画部・内部監査室統括） 2016年8月 当社取締役兼執行役員常務 （管理本部長 兼 経営企画部長、CSR推進部・内部監査室統括） 2017年4月 当社取締役兼執行役員専務 （管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室統括） 2017年7月 当社取締役兼執行役員専務 （管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括） 2018年4月 当社代表取締役兼執行役員専務 （管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括） 2019年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長 （管理本部・経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括） 2019年6月 当社代表取締役兼執行役員副社長 （経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括） 2021年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長 （経営企画部・ESG推進部・内部監査室・再発防止部統括） 現在に至る</p>	6,800株
<p>(注) 1. 黒須茂敏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 2. 取締役候補者とする理由について 黒須茂敏氏は、当社入社以来、長年管理部門に所属し、総務部門、経理部門等での管理経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引続きリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。 3. 役員等賠償責任保険契約について 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。黒須茂敏氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	福島義信 <small>ふくしまよし のぶ</small> (1957年3月13日生) 	1979年4月 当社入社 2003年4月 当社国際事業部フィリピン事務所長 2005年10月 当社国際事業部工事部長 2008年9月 当社国際事業部ベトナム国現場事務所長 2013年6月 当社国際事業部副事業部長 2015年4月 当社執行役員 (国際事業部副事業部長兼国際土木現場所長) 2018年4月 当社執行役員常務 (国際事業部副事業部長) 2018年10月 当社執行役員常務 (国際事業本部長兼国際事業部長) 2019年6月 当社取締役兼執行役員常務 (国際事業本部長兼国際事業部長) 2020年4月 当社取締役兼執行役員専務(国際事業本部長) 現在に至る	6,500株
<p>(注) 1. 福島義信氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 取締役候補者とする理由について 福島義信氏は、当社入社以来、長年国際事業部門に所属し、海外での現場経験並びにマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引続き国際事業部門のリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。</p> <p>3. 役員等賠償責任保険契約について 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。福島義信氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>ば ば たか ゆき 馬 場 隆 之 (1960年4月8日生)</p> 	<p>1983年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社横浜支店横浜営業所長 2008年 4 月 当社横浜支店横浜工事事務所長 2009年 4 月 当社大阪支店土木部長 2011年 4 月 当社大阪支店次長兼土木部長 2012年 4 月 当社土木事業本部土木部長 2014年 4 月 当社東北支店長 2016年 4 月 当社執行役員（東北支店長） 2016年 5 月 当社執行役員（東京支店長） 2019年 4 月 当社執行役員常務（土木事業本部長） 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員常務(土木事業本部長) 現在に至る</p>	3,800株
<p>(注) 1. 馬場隆之氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 2. 取締役候補者とする理由について 馬場隆之氏は、当社入社以来、長年土木事業部門に所属し、豊富な現場経験並びにマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引続き土木事業部門のリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。 3. 役員等賠償責任保険契約について 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。馬場隆之氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	ひろせよし か 廣瀬善香 (1960年1月7日生) 	1983年4月 当社入社 1993年8月 当社大阪支店建築現場所長 2006年3月 当社大阪支店建築部工事課工事長 2008年4月 当社大阪支店建築部長 2015年4月 当社建築事業本部建築部長 2017年4月 当社執行役員建築事業本部長 2018年6月 当社取締役兼執行役員(建築事業本部長) 2019年4月 当社取締役兼執行役員常務(建築事業本部長) 現在に至る	2,600株
<p>(注) 1. 廣瀬善香氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 取締役候補者とする理由について 廣瀬善香氏は、当社入社以来、長年建築事業部門に所属し、豊富な現場経験並びにマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引続き建築事業部門のリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。</p> <p>3. 役員等賠償責任保険契約について 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。廣瀬善香氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p>お 緒 緒 方 健 一 氏 が た けん いち 緒 方 健 一 (1961年6月8日生)</p> 	<p>1984年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社管理本部総務部長兼秘書室長 2016年 4 月 当社管理本部経理部長 2016年 5 月 当社管理本部副本部長兼経理部長 2017年 4 月 当社経営企画部長兼再発防止部長 2018年 4 月 当社執行役員（経営企画部長兼再発防止部長） 2019年 4 月 当社執行役員（管理本部長、再発防止部担当） 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員（管理本部長、再発防止部担当） 2020年 4 月 当社取締役兼執行役員（管理本部長） 現在に至る</p>	2,500株
<p>(注) 1. 緒方健一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 2. 取締役候補者とする理由について 緒方健一氏は、当社入社以来、長年管理部門に所属し、総務部門、経理部門等での経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引続き管理部門のリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。 3. 役員等賠償責任保険契約について 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。緒方健一氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<div data-bbox="254 208 382 284" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 新任 社外取締役 </div> <div data-bbox="254 299 473 390" style="text-align: center;"> <small>くに や し ろう</small> 国 谷 史 朗 (1957年2月22日生) </div> <div data-bbox="254 427 473 677" style="text-align: center;">  </div>	<p>1982年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1982年 4 月 大江橋法律事務所（現弁護士法人大江橋法律事務所） 1987年 5 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1997年 6 月 サンスター株式会社社外監査役 2002年 4 月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員（現任） 2006年 6 月 日本電産株式会社社外監査役 2012年 3 月 株式会社ネクソン社外取締役 2012年 6 月 株式会社荏原製作所社外取締役 2013年 6 月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2013年 6 月 武田薬品工業株式会社社外監査役 2016年 6 月 同社社外取締役（監査等委員） 2018年 3 月 株式会社ネクソン社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年 6 月 武田薬品工業株式会社社外取締役（現任） 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ネクソン監査等委員である社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役</p>	0株
<p>(注) 1. 国谷史朗氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 2. 国谷史朗氏は、社外取締役候補者であります。 3. 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要について 国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の代表社員として、また米国ニューヨーク州弁護士として、法曹としての企業法務や国際法務に関する豊富な経験と高い知見を有し、長年に亘り他社の社外監査役及び社外取締役を務められており、企業経営に関するグローバル且つ高度な見識を持たれていることから、当社における取締役の職務執行の監督強化の役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、現地企業とのアライアンス強化も視野に入れた進出地域の拡大といった経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。 4. 社外取締役の独立性について 国谷史朗氏が代表社員を務める弁護士法人大江橋法律事務所、社外取締役を務めるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、株式会社ネクソン及び武田薬品工業株式会社と当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏が東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出る予定にしております。 5. 責任限定契約について 当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。 なお、国谷史朗氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。 6. 役員等賠償責任保険契約について 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。国谷史朗氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。</p>			


第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件


本総会終結の時をもちまして、監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。


監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>おがわのぶゆき 小川 信行 (1960年2月16日生)</p> 	<p>1982年4月 当社入社 2002年11月 当社大阪支店営業企画管理室長 2007年4月 当社四国支店管理室長 2008年4月 当社大阪支店総務部長 2014年4月 当社土木事業本部土木事業管理室長 2017年4月 当社建築事業本部建築事業管理室長 2019年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る</p>	2,700株

- (注) 1. 小川信行氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者とする理由について
小川信行氏は、当社入社以来、長年管理部門に所属し、そこで培われた知識や経験に基づき、監査等委員である取締役の職務執行並びに取締役の職務執行の監査強化を図るに十分な見識を有していると考え、監査等委員である取締役候補者とするものであり、当社において監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 責任限定契約について
当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
なお、小川信行氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。小川信行氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<div data-bbox="250 223 382 254" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</div> <div data-bbox="250 273 473 329" style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">おか むら まさ ひこ 岡村真彦</div> <div data-bbox="250 334 473 364">(1951年7月21日生)</div> <div data-bbox="250 399 473 651" style="text-align: center;">  </div>	<p>1976年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2004年10月 同社本店コンシューマーサービス事業本部 都市開発事業部長</p> <p>2007年4月 同社執行役員コンシューマーサービス事業 第二本部長</p> <p>2009年4月 同社常務執行役員関西支社長</p> <p>2011年3月 同社退職</p> <p>2014年6月 当社社外取締役</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る</p>	0株

- (注) 1. 岡村真彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 岡村真彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要について
岡村真彦氏は、大手商社会社の要職を歴任され、豊富な経験から取締役の職務執行の監査・監督強化を図るに十分な見識を有していると考え、当社において社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に再任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となり、そのうち当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役の独立性について
岡村真彦氏は、三井物産株式会社の出身であり、同社と当社の間には、過去において、工事請負契約、業務委託契約等の取引関係がありますが、現在は取引はなく、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておりません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 責任限定契約について
当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
なお、岡村真彦氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。岡村真彦氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>社外取締役</p> <p>わた なべ こう せい 渡 邊 光 誠 (1957年5月4日生)</p> 	<p>1984年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>1989年9月 米国オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所</p> <p>1990年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1992年3月 尚和法律事務所パートナー</p> <p>1998年10月 渡邊光誠法律事務所設立 (後に渡邊国際法律事務所に改称)</p> <p>2001年3月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社 (現フューチャー株式会社) 監査役</p> <p>2005年9月 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所パートナー</p> <p>2007年6月 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー</p> <p>2009年1月 株式会社CHINTAI社外監査役</p> <p>2010年11月 株式会社イブプルCHINTAIホールディングス社外監査役</p> <p>2011年6月 日立建機株式会社社外取締役</p> <p>2016年3月 東京富士法律事務所パートナー（現任）</p> <p>2016年4月 フューチャー株式会社監査等委員である社外取締役</p> <p>2016年5月 株式会社NaI/O監査等委員である社外取締役（現任）</p> <p>2016年6月 当社社外取締役</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 東京富士法律事務所パートナー 株式会社NaI/O監査等委員である社外取締役</p>	0株
<p>(注) 1. 渡邊光誠氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 渡邊光誠氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。</p> <p>3. 監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要について 渡邊光誠氏は、法曹としての豊富な経験と高い知見を有し、長年にわたり他社の社外監査役及び監査等委員である社外取締役を務めていることから、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に再任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となり、そのうち当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> <p>4. 社外取締役の独立性について 渡邊光誠氏がパートナーを務める東京富士法律事務所及び監査等委員である社外取締役を務める株式会社NaI/Oと当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。</p> <p>5. 責任限定契約について 当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。 なお、渡邊光誠氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>6. 役員等賠償責任保険契約について 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。渡邊光誠氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<div data-bbox="254 223 382 254" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</div> <p data-bbox="254 269 473 417">はん だ み ち 半 田 未 知 さ さ の み ち (佐々野 未 知) (1970年10月19日生)</p> 	<p data-bbox="500 193 1165 508">1998年 3 月 公認会計士登録 1998年 9 月 KPMG LLP ニューヨーク事務所 2003年 2 月 有限責任あずさ監査法人 2006年 2 月 株式会社Bizコンサルティング設立 代表取締役社長 2008年 6 月 コントロール・ソリューションズ・インターナショナル株式会社 (現コントロールソリューションズ株式会社) 代表取締役副社長 2009年 1 月 同社代表取締役社長 (現任) 2019年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p data-bbox="500 520 1165 576">[重要な兼職の状況] コントロールソリューションズ株式会社代表取締役社長</p>	0株

- (注) 1. 半田未知氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 半田未知氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要について
半田未知氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い知見を有し、また、内部統制、リスクマネジメント等のコンサルティング会社の経営者を務め、経営コンサルタントとして内部統制構築支援に携われており、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に再任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役の独立性について
半田未知氏が代表取締役社長を務めるコントロールソリューションズ株式会社と当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 責任限定契約について
当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
なお、半田未知氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。半田未知氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。

(注) 半田未知氏につきましては、公認会計士登録名を氏名欄の () 内に明記しております。

以上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染再拡大による経済活動の停滞が長期化した影響もあり、景気は厳しい状況にあります。

国内建設市場におきましては、国内景気の低迷により民間建設投資が減少したものの、公共投資については堅調に推移し、将来に向けて「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されるなど、底堅い推移が期待できる状況であります。

当社におきましては、国内工事は新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けることなく、施工は順調に進みました。一方で、海外の一部の国におきましては、政府による外出禁止等の統制や外国人の出入国の制限等により、工事を中断せざるを得ない状況もありましたが、中断していた工事も昨年6月以降は順次再開し、下期では、ほぼすべての工事が稼働に至っております。

このような環境の下、当社グループは10年後のあるべき姿「社会を支え、人と世界をつなぎ、未来を創る」長期ビジョン〈TOA2030〉を掲げ、長期ビジョンの実現に向けて、2020～2022年度を事業構造の変革に注力するための期間と位置づけた「中期経営計画（2020～2022年度）」を着実に推進し、当社の経営理念である「高い技術」と「誠実な施工」により、お客様に納得していただける高い品質のものをお届けすること、生産性・安全性の一層の向上のため、無人化施工等の先端技術を導入すべく積極的な投資を行うこと、また、社員のコンプライアンス意識向上に常に取り組み、誠実な企業風土を醸成していくことで、ステークホルダーの皆様と社会の期待に応えられる持続的成長企業となることを目指してまいりました。

当期の当社グループの連結業績につきましては、売上高は189,712百万円（前連結会計年度比0.3%減）となりました。営業利益は8,714百万円（前連結会計年度比9.5%増）、経常利益は9,247百万円（前連結会計年度比21.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,859百万円（前連結会計年度比37.0%増）となりました。

次に、当連結会計年度における当社グループの主要な業績をセグメント別にご報告いたします。

【国内土木事業】

海上土木分野を中心に、港湾・鉄道・道路などのインフラ・社会資本の整備に継続的に取り組んでおります。前連結会計年度と比べ大型の完成工事が少なかったことから、当連結会計年度の売上高は95,385百万円（前連結会計年度比6.0%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は、一部不採算工事の損益を改善できたものの、売上高の減少等により、7,100百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりました。

【国内建築事業】

特命案件・企画提案案件・設計施工案件を中心に受注拡大に取り組んでおります。物流や住宅分野等の大型案件で売上高を伸ばし、当連結会計年度の売上高は57,024百万円（前連結会計年度比15.3%増）となりました。利益率改善に向けて受注時採算の改善や生産性の改善に取り組んだ結果、工事の採算性も改善し、セグメント利益（営業利益）は3,586百万円（前連結会計年度比37.7%増）となりました。

【海外事業】

東南アジアを中心に中東・アフリカなどにおいて、海上土木工事を主軸に取り組んでおります。一部の国で新型コロナウイルスに起因する工事中断の影響を受け、当連結会計年度の売上高は26,812百万円（前連結会計年度比7.6%減）、セグメント損失（営業損失）は495百万円（前連結会計年度はセグメント利益248百万円）となりました。

【その他】

当連結会計年度の売上高は10,490百万円（前連結会計年度比1.1%増）、セグメント利益（営業利益）は1,989百万円（前連結会計年度比8.6%増）となりました。

当期中に受注いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
国土交通省近畿地方整備局	神戸港第五防波堤撤去等工事
東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道牛久高架橋(下部工)工事
神奈川県厚木市	厚木市学校給食センター整備運営事業
アンゴラ共和国運輸省	ナミベ湾包括開発プロジェクト

当期中に完成いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
国土交通省九州地方整備局	令和2年度博多港(アイランドシティ地区)岸壁(-15m)(耐震)築造工事
国土交通省東北地方整備局	国道45号坂ノ下地区道路改良工事
泉陽興業株式会社	横浜ロープウェイ建設工事の内、海上支柱基礎工事
横浜冷凍株式会社	(仮称)横浜冷凍株式会社子安物流センター新築計画

当期における当社のセグメント別の受注高、売上高、繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内土木事業	92,983	127,816	95,485	125,314
国内建築事業	58,779	58,004	57,108	59,674
海外事業	97,728	62,925	26,812	133,841
計	249,490	248,746	179,405	318,830
そ の 他	—	—	1,319	—
合 計	249,490	248,746	180,725	318,830

2 資金調達の様況

当期の社債及び新株発行による資金調達はございません。

3 設備投資の様況

当期に実施いたしました設備投資の総額は70億円余であります。このうち主なものは工事用の船舶の建造によるものであります。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はございません。

5 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はございません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はございません。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はございません。

8 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第128期 2017年度	第129期 2018年度	第130期 2019年度	第131期 (当期) 2020年度
売 上 高	161,045	173,692	190,278	189,712
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,750	3,072	5,007	6,859
1株当たり当期純利益	83円74銭	147円00銭	244円65銭	350円63銭
総 資 産	190,276	202,514	202,657	204,200
純 資 産	67,747	68,845	69,166	76,175
1株当たり純資産額	3,214円86銭	3,263円98銭	3,492円34銭	3,946円12銭

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第129期の期首から適用しており、第128期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した総資産金額となっております。
2. 当社は、第130期より株式給付信託 (BBT) を導入し、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第128期 2017年度	第129期 2018年度	第130期 2019年度	第131期 (当期) 2020年度
受 注 高	146,284	215,450	207,646	248,746
売 上 高	152,320	167,291	181,853	180,725
当期純利益	1,722	2,476	4,452	6,102
1株当たり当期純利益	81円05銭	116円55銭	213円86銭	307円79銭
総 資 産	177,558	191,072	188,903	192,150
純 資 産	60,220	60,956	61,924	66,036
1株当たり純資産額	2,833円68銭	2,868円38銭	3,103円22銭	3,453円94銭

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第129期の期首から適用しており、第128期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した総資産金額となっております。
2. 当社は、第130期より株式給付信託 (BBT) を導入し、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

9 対処すべき課題

国内建設市場におきましては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、政府建設投資が前年度比で増加となる見込みである一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、民間建設投資の減少が見込まれております。民間設備投資の冷え込みの可能性による競合他社との受注競争の激化や、海外事業における工事中断が懸念されるなど、引き続き国内外の感染症の動向による経済への影響に注視が必要な状況が続いております。

こうした環境の下、当社グループは、長期ビジョン〈TOA2030〉の実現に向け、2020～2022年度を事業構造の変革に注力するための期間と位置づけた「中期経営計画（2020～2022年度）」2年目にあたり、第132期基本方針のもと、各事業部門において下記重点施策を掲げ、事業目標の達成を目指してまいります。

この「中期経営計画」を着実に推進していくことで、持続可能な社会の実現に向けたESG経営を推進し、SDGsの達成に貢献し、ステークホルダーの皆様と社会の期待に応えられる継続的な変化と成長を続け、高い技術と人財という礎によって社会を支え、人々と世界をつなぐ社会基盤の整備に貢献し、未来を創造する企業を目指してまいります。

なお、地盤改良工事における施工不良等の瑕疵修補に関しては、すべての工事で施工が完了し、引き渡しを行いました。再発防止の取り組みをあらためて徹底し、引き続き信頼の回復に努めてまいります。

◆長期ビジョン〈TOA2030〉

社会を支え、人と世界をつなぎ、未来を創る

◆中期経営計画（2020～2022年度）

基本方針 長期ビジョンの実現に向けた、事業構造の変革

事業戦略 既存事業の高度化・事業領域拡大の加速・経営基盤の強化

●各事業部門の重点施策（抜粋）

（国内土木事業）

- ・港湾空港工事の新規受注シェアNo.1の達成
- ・陸上土木分野の強化対象工事の絞り込みによる受注強化
- ・DXの核となるICT、BIM/CIM、AR、VR技術の浸透と活用による生産性向上
- ・2050年カーボンニュートラル実現に向けたグリーン成長戦略の対応及び検討
- ・働き方改革推進、人材育成、技術の継承

（国内建築事業）

- ・得意分野である冷蔵倉庫の基盤強化、差別化の推進
- ・官庁工事、医療分野などの受注強化による事業領域の多様化推進
- ・BIM、ICT活用による企画・設計・施工の各段階における品質、生産性向上
- ・ZEB ReadyまたはCASBEEなどへの取り組みを通じた環境負荷低減
- ・働き方改革推進、世代別育成、人材の獲得

(海外事業)

- ・コロナ禍における計画的な受注への取り組み
- ・進出地域の拡大のための中長期を見据えた営業体制の構築
- ・リモートの活用などを通じた適切な現場モニタリング
- ・外国人職員の育成、中途採用など将来を見据えた組織体制構築

(管理部門)

- ・再発防止策の徹底による信頼回復の取り組みの継続
- ・社員のコンプライアンス意識向上
- ・株主・投資家との対話の充実
- ・継続的な取締役会の実効性の向上
- ・内部統制、ガバナンスの強化及びBCMの充実等による経営リスクの未然防止
- ・財務体質の健全性の維持・強化

以上の施策を当社グループの役職員全員が共有し、着実に実行することで、経営課題の解決に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【2020年度の事業目標と実績及び2021年度の事業目標】

	2020年度 (目標)		2020年度 (実績)		2021年度 (目標)	
	連 結	単 体	連 結	単 体	連 結	単 体
受 注 高	—	2,000億円	—	2,487億円	—	1,910億円
売 上 高	1,910億円	1,840億円	1,897億円	1,807億円	2,230億円	2,150億円
営 業 利 益	68億円	60億円	87億円	72億円	90億円	84億円
経 常 利 益	69億円	61億円	92億円	78億円	87億円	81億円
当 期 純 利 益	45億円	40億円	68億円	61億円	60億円	56億円

※連結の当期純利益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を掲載しております。

【中期経営計画 (2020～2022年度) における最終年度 (2022年度) 事業目標】

		2022年度 (目標)	
		連 結	単 体
業 績 目 標	売 上 高	2,340億円	2,260億円
	営 業 利 益	102億円	92億円
	当 期 純 利 益	65億円	60億円

※連結の当期純利益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を掲載しております。

10 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可(特-29)第2429号を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許(15)第475号を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

11 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

本 店	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	
支 店	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
	東京支店 (東京都中央区)	横浜支店 (横浜市)
	千葉支店 (千葉市)	北陸支店 (新潟市)
	名古屋支店 (名古屋市)	大阪支店 (大阪市)
	中国支店 (広島市)	四国支店 (高松市)
	九州支店 (福岡市)	東日本建築支店 (東京都新宿区)
	西日本建築支店 (大阪市)	国際事業本部 (東京都新宿区)
研 究 所	技術研究開発センター (横浜市)	
海 外 事 業 所	シンガポール事務所 (シンガポール)	ドバイ事務所 (ドバイ)
	インドネシア事務所 (ジャカルタ)	クウェート事務所 (クウェート)
	ベトナム事務所 (ハノイ/ホーチミン)	バングラデシュ事務所 (ダッカ)

12 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,810名	43名増

(注) 従業員数は、出向者17名及び臨時使用人145名を除いております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,525名	39名増	46.4歳	19.9年

(注) 従業員数は、出向者57名及び臨時使用人96名を除いております。

13 当社グループの主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	5,816 百万円
株式会社横浜銀行	5,157
株式会社三菱UFJ銀行	2,422
みずほ信託銀行株式会社	2,340

14 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名 (本店所在地)	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社東亜エージェンシー (東京都千代田区)	20 百万円	100 %	建設用資機材の販売・賃貸、 保険代理業
東亜機械工業株式会社 (下関市)	100	100	建設工事用機械等の製造販売・ 修理・賃貸
東亜ビルテック株式会社 (東京都千代田区)	40	100	ビルの管理・警備、建物及び設備の 調査・設計・修繕、雑貨の販売
東亜鉄工株式会社 (横浜市)	100	100	船舶及び建設工事用機械等の 製造販売・修理・賃貸
東亜海運産業株式会社 (東京都千代田区)	20	100	一般海運業、船舶売買仲介
信幸建設株式会社 (東京都千代田区)	50	100	建設業
東亜リアルエステート株式会社 (横浜市)	16	100	不動産の売買、仲介、管理 及び賃貸借
PFI 斎場運営株式会社 (札幌市)	350	46	火葬場の建設・維持管理・運営
盛岡第2合同庁舎整備運営 株式会社 (東京都新宿区)	95	78	施設の建設・維持管理・運営
PFI 一宮斎場株式会社 (一宮市)	30	67	火葬場の建設・維持管理・運営

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1 株式数	発行可能株式総数	60,000,000株
	発行済株式の総数	22,494,629株
	(うち自己株式)	3,279,162株

2 株主数	7,768名
-------	--------

3 大株主

(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,193 千株	6.21 %
太平洋セメント株式会社	1,068	5.56
東亜建設工業鶴株会	1,045	5.44
野村 絢	894	4.66
明治安田生命保険相互会社	770	4.01
株式会社みずほ銀行	572	2.98
東亜建設工業社員持株会	561	2.92
株式会社横浜銀行	433	2.26
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	420	2.19
野村信託銀行株式会社 (信託口 2 0 5 2 2 5 6)	316	1.65

- (注) 1. 当社は自己株式3,279千株余を保有しておりますが、大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式3,279千株余を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT)に係る信託口が保有する当社株式96千株余を含めておりません。

4 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

5 その他株式に関する重要な事項

(自己株式取得の状況)

- 当社は、会社法第135条第3項の規定に基づき、2021年1月22日、1月29日に当社の完全子会社である信幸建設株式会社及び東亜リアルエステート株式会社より自己株式351,453株を取得いたしました。

- ・当期において、以下の内容で自己株式を取得しております。

取締役会決議に基づき取得した自己株式	
普通株式	493,400株
取得価額の総額	1,193,710,500円
取得を必要とした理由	株主還元の実と資本効率の向上を図るため

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はございません。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項（2021年3月31日現在）

2019年11月27日取締役会決議に基づき発行した2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

区分	2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
新株予約権の数	1,400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 本社債の額面金額の総額（7,000百万円）を転換価額で除した数
新株予約権の行使時の払込金額	無償
転換価額	1,870円80銭
新株予約権を行使することができる期間	2019年12月27日（ルクセンブルク時間）以降2024年11月29日のルクセンブルクにおける銀行営業終了時まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権付社債の残高	6,990百万円

- (注) 1. 新株予約権の数は、当事業年度において2個が行使され、当事業年度末現在の残高は1,398個であります。
2. 新株予約権の行使に際し交付された株式はすべて自己株式であります。
3. 2020年6月26日開催の第130回定時株主総会において期末配当を1株につき50円とする剰余金配当案が承認可決されたことに伴い、2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整事由に該当したことから、1,882円から1,870円80銭に転換価額の調整を行っております。

IV 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

1 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋山 優樹	
代表取締役	池田 正人	安全環境部・地盤改良対策本部・洋上風力推進部・ 技術研究開発センター統括
代表取締役	黒須 茂敏	経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括
取締役	福島 義信	国際事業本部長
取締役	馬場 隆之	土木事業本部長
取締役	廣瀬 善香	建築事業本部長
取締役	緒方 健一	管理本部長
取締役(監査等委員)	小川 信行	
取締役(監査等委員)	岡村 眞彦	
取締役(監査等委員)	渡邊 光誠	東京富士法律事務所パートナー 株式会社NaiTO監査等委員である社外取締役
取締役(監査等委員)	半田 未知 (佐々野 未知)	コントロールソリューションズ株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち岡村眞彦、渡邊光誠及び半田未知の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小川信行氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役岡村眞彦、渡邊光誠及び半田未知の3氏につきましては、東京証券取引所、札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)のうち半田未知氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2021年4月1日付で、取締役のうち池田正人及び黒須茂敏の両氏につきましては、次のとおり担当の異動がありました。

氏名	新	旧
池田正人	代表取締役 安全環境部・洋上風力推進部・技術研究開発センター統括	代表取締役 安全環境部・地盤改良対策本部・洋上風力推進部・ 技術研究開発センター統括
黒須茂敏	代表取締役 経営企画部・ESG推進部・内部監査室・再発防止部統括	代表取締役 経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括

6. 2021年4月1日付で「CSR推進部」の名称を「ESG推進部」に変更いたしました。

2 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、個人別の取締役の報酬等の決定に関する基本方針を、委員長を独立社外取締役とし、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定しており、その概要は次のとおりであります。

取締役の報酬は、役位ごとに定めた定額報酬と個々の業績評価に応じて決定する変動報酬（業績連動報酬）とで構成される金銭報酬及び業績に応じて付与ポイントが変動する株式報酬（非金銭報酬）で構成されております（本項末尾の「取締役報酬の構成」の表をご参照ください）。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、独立性の確保から業績反映による報酬区分は設けず、定額金銭報酬としております。

毎月支給される金銭報酬（定額報酬及び変動報酬）は、当社の業績や企業規模、世間水準及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定しており、このうち変動報酬については、毎年度の個々の業績評価結果により、翌事業年度における役位毎の基準月額について+10%、+5%、±0%、-5%、-10%の5段階に分けて加減算を行っております。

変動報酬の個々の業績評価は、各取締役の管掌・統括・担当及び業務分掌に応じて、受注・利益の達成状況や財務指標などの定量的項目と業務の執行状況やコンプライアンスの状況などの定性的項目から評価項目を定め、評価対象期間（毎年4月1日より翌年3月31日まで）の業績について、毎年5月末に社長が評価を行ったうえで、指名報酬委員会へ諮問しております。

取締役の報酬の決定にあたっては、上記の基本方針に沿って公平性、透明性、客観性を重視し、合理的な制度運用が担保されるよう、指名報酬委員会において審議のうえ、その答申に基づき、取締役会において個人別の報酬を決定しております。また、変動報酬の評価項目に係る目標値の設定についても、新事業年度毎に指名報酬委員会へ諮問し、その答申を受け、取締役会において決定しております。以上、取締役会は基本方針に沿ってその内容を決定しております。

ただし、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議において決定しております。

取締役報酬の構成

金 銭 報 酬 90～94%		業績連動報酬 10～6%
定額報酬 約30% 役位毎に定める	変動報酬（業績連動報酬） 約70% 個々の業績評価に応じて役位毎の基準額を5段階の加減算により定める	業績連動型 株式報酬

※業績連動型株式報酬の割合は、役位により変わりますが、業績目標を目標通りに達成した標準的な場合の割合が10～6%となります。

※定額報酬と変動報酬の割合は、役位、担当および業務分掌により多少変動します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額につきましては、2019年6月27日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬等の額を月額25百万円以内（当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は7名。なお、定款で定める当該取締役の員数は10名以内）、監査等委員である取締役の報酬等の額を月額8百万円以内（当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は4名。なお、定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内）と決議されております。

また、当該金銭報酬とは別枠で、同日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く）及び取締役を兼務しない執行役員に対して株式報酬を支給するため、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）を導入し、取得させる予定の株式総数の上限を100,200株（2019年度～2021年度の3事業年度分）とすることについて決議されております。

- ③ 取締役の報酬等の総額等
当事業年度の報酬等の総額は次の表で示したとおりであります。

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		定額報酬	変動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	196 (一)	62 (一)	117 (一)	16 (一)	7 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	37 (21)	37 (21)	—	—	4 (3)

(注) 業績連動型株式報酬の額16百万円は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額であります。

- ④ 業績連動型株式報酬(非金銭報酬)に関する事項

取締役の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(株式給付信託)を導入いたしました。

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度を勘案して定まるポイントを付与し、原則として、役員退任時に、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算し、株式等を給付する仕組みとしております。

役位別の基準ポイントに業績連動係数を乗算して、評価対象期間における付与ポイントを決めたいしますが、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は7名)への1事業年度当たりの付与総数の上限を12,200ポイントとし、取締役を兼務しない執行役員(2020年度末時点19名)への付与総数の上限21,200ポイントと合せて、2019年度～2021年度の3事業年度合計で上限を100,200ポイントと定めております。

業績連動係数は、標準を100%として、役員株式給付規程で定めた業績との連動性の高い評価項目(受注高、連結営業利益、連結純利益、株価の変動)を業績指標として選定し、当該評価項目の目標達成率に基づき、予め定めた算式により0%～150%の範囲で決定しております。当事業年度における評価項目の主な指標の目標は、個別受注高200,000百万円、連結営業利益6,800百万円、連結純利益4,500百万円であり、実績は、個別受注高248,746百万円、連結営業利益8,714百万円、連結純利益6,859百万円となりました。

なお、2019年度～2021年度に信託に拠出する金額は、取締役分として80百万円(取締役を兼務しない執行役員との合計で218百万円)を上限と定め、今後も原則として、3事業年度ごとに当該金額を上限として拠出することとしております。

3 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役(監査等委員)渡邊光誠氏は、東京富士法律事務所パートナーであります。同法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

また、同氏は、株式会社NaITO監査等委員である社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)半田(佐々野)未知氏は、コントロールソリューションズ株式会社代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

取締役（監査等委員）岡村眞彦氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中19回出席し、また、事業年度中開催の監査等委員会に17回中17回出席し、他社の役員並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）渡邊光誠氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中18回出席し、また、事業年度中開催の監査等委員会に17回中15回出席し、法曹としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）半田未知氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中18回出席し、また、事業年度中開催の監査等委員会に17回中17回出席し、公認会計士並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

2016年4月に発生した地盤改良工事に関する諸問題に関して、社外取締役岡村眞彦氏及び渡邊光誠氏が在任中の2016年10月に当社は、再発防止策実行計画を策定し、2017年3月にその進捗状況を公表しております。2018年6月に再発防止策実行計画第3版を公表、2018年9月、11月、2019年3月及び6月にその進捗状況を公表しました。社外取締役（監査等委員）岡村眞彦氏及び渡邊光誠氏並びに半田未知氏が在任中の2020年7月に再発防止策実行計画第5版を公表、2020年10月、11月及び2021年4月にその進捗状況を公表しております。更に2021年4月には再発防止策実行計画第6版を公表し、現在も継続的にその実施に取り組んでおります。

社外取締役（監査等委員）岡村眞彦氏及び渡邊光誠氏は、日頃から当社取締役会等において、法令遵守の視点に立った助言を行い、注意喚起をしております。両氏は、上記事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。本件事実の判明後は、事実関係及び原因究明の調査、再発防止策の策定、社内ルールの見直し、コンプライアンス強化の徹底を求める等、その職責を適切に果たしております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役（監査等委員）岡村眞彦氏は、大手商社会社の要職を歴任され、役員並びに経営者としての豊富な経験と十分な知見を有しております。このような観点から、当社の社外取締役として取締役会において積極的にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただき、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただきました。また、指名報酬委員会の委員長として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

取締役（監査等委員）渡邊光誠氏は、法曹としての豊富な経験と高い知見を有し、長年にわたり他社の社外監査役及び監査等委員である社外取締役を務めております。このような観点から、当社の社外取締役として取締役会において積極的にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただき、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただきました。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

取締役（監査等委員）半田未知氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い知見を有し、また、内部統制、リスクマネジメント等のコンサルティング会社の経営者を務め、経営コンサルタントとして内部統制構築支援に携わっております。このような観点から、当社の社外取締役として取締役会において積極的にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただき、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただきました。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度額を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

4 執行役員の氏名等 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
執行役員社長	秋山優樹	
執行役員副社長	池田正人	安全環境部・地盤改良対策本部・洋上風力推進部・技術研究開発センター統括
執行役員副社長	黒須茂敏	経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括
執行役員専務	杉本素信	建築事業本部担当
執行役員専務	山口清一	土木事業本部担当
執行役員専務	福島義信	国際事業本部長
執行役員専務	鈴木清剛	土木事業本部営業統括
執行役員常務	堀沢眞人	洋上風力推進部担当
執行役員常務	馬場隆之	土木事業本部長
執行役員常務	廣瀬善香	建築事業本部長
執行役員常務	白川裕康	東日本建築支店長
執行役員常務	本多將人	東京支店長
執行役員	植松正毅	国際事業本部副本部長
執行役員	青野利夫	技術研究開発センター長
執行役員	後藤良平	東北支店長
執行役員	緒方健一	管理本部長
執行役員	高瀬和彦	地盤改良対策本部長 兼 洋上風力推進部長
執行役員	山下新一	九州支店長
執行役員	佐藤隆功	中国支店長
執行役員	金子成之	名古屋支店長
執行役員	馬越成之	横浜支店長
執行役員	金田聡	土木事業本部第一営業部長
執行役員	竹市卓矢	土木事業本部第二営業部長
執行役員	川森聡	土木事業本部技術部長
執行役員	木村克尚	国際事業本部副本部長 兼 営業部長
執行役員	中道正人	技術研究開発センター担当

(注) 2021年4月1日付けで、執行役員の仕事における地位及び担当の異動があり、次の体制となりました。

会社における地位	氏名	担当
執行役員社長	秋山 優樹	
執行役員副社長	池田 正人	安全環境部・洋上風力推進部・技術研究開発センター統括
執行役員副社長	黒須 茂敏	経営企画部・ESG推進部・内部監査室・再発防止部統括
執行役員専務	山口 清一	土木事業本部担当
執行役員専務	福島 義信	国際事業本部長
執行役員専務	鈴木 清剛	土木事業本部営業統括
執行役員専務	小池 徹	建築事業本部担当
執行役員常務	馬場 隆之	土木事業本部長
執行役員常務	廣瀬 善香	建築事業本部長
執行役員常務	白川 裕康	東日本建築支店長
執行役員常務	本多 將人	東京支店長
執行役員常務	高瀬 和彦	洋上風力推進部長
執行役員常務	馬越 成之	横浜支店長
執行役員常務	高橋 功	土木事業本部工事統括（働き方改革推進責任者）
執行役員常務	井山 聡	土木事業本部担当
執行役員常務	丸山 隆英	土木事業本部担当
執行役員	植松 正毅	国際事業本部副本部長
執行役員	青野 利夫	技術研究開発センター長
執行役員	後藤 良平	東北支店長
執行役員	緒方 健一	管理本部長
執行役員	山下 新一	九州支店長
執行役員	金子 功	名古屋支店長
執行役員	金田 聡	土木事業本部第一営業部長
執行役員	竹市 卓矢	土木事業本部第二営業部長
執行役員	川森 聡	土木事業本部技術部長
執行役員	木村 克尚	国際事業本部副本部長 兼 営業部長
執行役員	中道 正人	技術研究開発センター担当
執行役員	麥田 和義	西日本建築支店長
執行役員	本田 勝志	建築事業本部副本部長（働き方改革推進責任者）
執行役員	木下 正暢	千葉支店長
執行役員	早川 毅	大阪支店長

・2021年4月1日付けで「CSR推進部」の名称を「ESG推進部」に変更いたしました。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 56百万円

当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

EY新日本有限責任監査法人 56百万円

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況、監査方法及び監査内容並びに報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

3 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、海外の税務当局に税務申告をする際の添付資料の照合及び報告業務であります。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて総合的に評価し、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）及び運用状況の概要

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し運用しております。過去に発生した不祥事以来、役職員全員の意識改革とコンプライアンスの更なる徹底に努め、より実効性のある内部統制システムの構築及び運用に向けた取り組みを行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務執行を行うよう企業行動規範を定めております。企業行動規範は社内イントラネット上に掲載しており、常に閲覧できるほか、公式サイト上においても公開しております。
- ② 代表取締役社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底しております。
- ③ 全社横断的に効果的な内部統制を構築するため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス、内部統制及びリスク管理の実効性に関する行動計画を策定し、これを実施しております。
- ④ テレビ会議システムによるコンプライアンス研修をグループ役職員を含む全社で一斉に実施しているほか、e-learningを利用し、役職員への業務執行に関連する各種法令の遵守や内部統制及びリスク管理教育を実施しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書）を文書又は電磁的媒体で記録し、文書管理規程に従い保存しております。
- ② 取締役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる体制を構築しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 職務執行に係るリスク管理については、それぞれの担当部門が定めた管理規程等に従い当該部門が行っております。また、それぞれの担当部門が自発的に担当職務に関連するテーマを抽出し、e-learningによる教育を実施しております。
- ② 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応については、リスク管理規程に基づきCSR委員会が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役会に報告する体制を構築しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画・年度計画を定め、当社として達成すべき目標及び担当取締役の業績目標を明確にしております。
- ② 経営企画部は、中期経営計画・年度計画における各部門の業務執行状況を検証しこれをフィードバックするとともに、各部門の改善策の実施をフォローする体制をとるものとしております。
- ③ IR担当取締役を任命し、企業情報等に関し適時の開示を適切に実施しております。
- ④ 取締役会の決議によって重要な業務執行の一部を代表取締役社長に権限委任し、毎週1回開催する経営会議で審議・決定することにより、経営判断の迅速化の向上に努めております。
- ⑤ 執行役員制度により、意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定プロセスの簡素化及び意思決定の迅速化を図っております。
- ⑥ 当事業年度は取締役会を16回、臨時取締役会を3回開催しております。また、アンケート形式で取締役会の実効性についての自己評価を行っており、認識された課題や取締役会全体の機能向上に向けた今後の取り組み等について、建設的な議論を行っております。

5 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知するとともに、当社CSR委員会委員とグループ企業各社の社長を委員とする「東亜グループCSR委員会」を設置し、グループ全体の役職員が一体となり遵法意識の向上を図っております。
当社で実施するテレビ会議システムによるコンプライアンス研修は、グループ役職員と合同で実施しております。
- ② 当社の定めるグループ会社運営基準に従い、グループ各社における経営上重要な事項については当社取締役会の付議事項とし、その他の事項については、当社経営企画部の審査を経るものとしております。
- ③ 当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施しております。
- ④ グループ各社は、経営目標を設定し、関係会社社長会において当期見通し等について、当社経営陣と協議を行っております。当社経営企画部は、グループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックを行っております。
- ⑤ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応することにしております。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社の業務を十分検証できるだけの経験を有する社員を補助者として配置し、監査等委員会の事務局を併せて担当するものとしております。
- ② 監査等委員会は、補助者に監査業務に必要な事項を命ずることができる体制をとっております。前記の場合、補助者はその命令に関して監査等委員でない取締役等の指揮・命令を受けない体制をとっております。
- ③ 補助者の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の同意を得るものとしております。

7 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、及び役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、並びにその他会社に著しい信用失墜を及ぼす恐れのある事象が生じたときは速やかに監査等委員会に報告するものとしております。
- ② 前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することとしております。
- ③ 役職員は、監査等委員会の監査業務に対しその重要性和有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する体制をとっております。
- ④ 監査等委員会は、代表取締役社長並びに会計監査人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
- ⑤ 監査等委員会は、監査上必要があるときは、取締役及び重要な役職員に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる体制をとっております。
- ⑥ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きを請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担することとしております。

8 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運用する体制をとっております。
- ② 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行うことにより業務品質の向上を図ることとしております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

1 基本方針の内容

当社は、公開会社として株式を上場し、株主、投資家の皆様による株式の自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合において、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるものであると考えております。

当社株式の売却を行うか否か、すなわち大規模買付提案等に応じるか否かの判断を株主の皆様適切に行っていただくためには、大規模買付者側から買付の条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大規模買付提案に対する当社取締役会の評価や意見、大規模買付提案に対する当社取締役会による代替案等も株主の皆様にご提供しなければならないと考えます。株主の皆様には、それらを総合的に勘案したうえでご判断をいただく必要があると考えます。

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の経営理念を理解し、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に構築することができ、当社の企業価値、株主共同の利益を中長期的に向上させることのできる意思と能力を備えている必要があると考えます。

したがって、大規模買付提案にあたって当社や当社の株主に対し、提案内容に関する情報や意見、評価、代替案作成に必要な時間を与えない大規模買付者、買付の目的及び買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である大規模買付提案を行う買付者、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有する提案等を行う大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては適切ではないと考えています。

このような大規模買付提案又は大規模買付行為等があった場合には、当社は、法令及び定款によって許容される限度において、企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な措置を講じることを基本方針とします。

2 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、「高い技術をもって、社業の発展を図り、健全な経営により社会的責任を果たす」という企業理念を掲げ、その実現のための10年後を見据えた長期ビジョン、そして具体的な実行計画となる3か年中期経営計画を策定しております。

長期ビジョンにおきましては、国内外のインフラ建設を通じた産業基盤の構築、環境負荷低減等の解決に資することによる持続可能な社会の実現、そして社会や企業の礎となる人財への投資・育成を強化することを基本方針としております。

中期経営計画（2020～2022年度）においては、長期ビジョンの実現に向けて、既存事業の高度化、事業領域拡大の加速、経営基盤の強化を図り、事業構造の変革に注力してまいります。また、これらと並行してコーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組み、企業の社会的責任を果たすべくESG経営を推進しSDGsの達成に貢献してまいります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を害する恐れのある当社株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合には、株主の皆様が適切に判断を行えるよう、大規模買付者に対し必要かつ十分な情報開示を求め、あわせて取締役会の評価や意見、代替案等を開示し、株主の皆様が適時適切な情報を提供するように努めるとともに、株主の皆様が検討するための時間の確保に努めてまいります。

4 基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないことについて

当社の**2**「基本方針の実現に資する取り組み」は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、当社の経営理念を実現させるため実践しているものであります。

また、**3**「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み」は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして必要に応じて法令、定款の許容する範囲において適切な処置を講ずるものであり、当社の役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	151,619
現金預金	32,331
受取手形・完成工事未収入金等	87,702
未成工事支出金等	5,197
販売用不動産	1,843
立替金	15,285
その他	9,535
貸倒引当金	△275
固定資産	52,580
有形固定資産	34,745
建物・構築物	4,767
機械、運搬具及び工具器具備品	2,436
土地	19,050
リース資産	2,292
建設仮勘定	6,197
無形固定資産	1,050
投資その他の資産	16,785
投資有価証券	11,324
長期貸付金	131
繰延税金資産	4,238
その他	1,637
貸倒引当金	△546
資産合計	204,200

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	100,914
支払手形・工事未払金等	32,005
電子記録債務	11,929
短期借入金	9,865
未払法人税等	2,226
未成工事受入金	13,176
預り金	23,546
完成工事補償引当金	941
工事損失引当金	1,705
施工不良関連損失引当金	192
その他	5,325
固定負債	27,111
転換社債型新株予約権付社債	6,990
長期借入金	11,885
再評価に係る繰延税金負債	2,320
退職給付に係る負債	2,504
役員株式給付引当金	72
その他	3,337
負債合計	128,025
(純資産の部)	
株主資本	69,500
資本金	18,976
資本剰余金	18,124
利益剰余金	37,647
自己株式	△5,247
その他の包括利益累計額	5,945
その他有価証券評価差額金	2,700
繰延ヘッジ損益	△8
土地再評価差額金	3,659
退職給付に係る調整累計額	△405
非支配株主持分	728
純資産合計	76,175
負債純資産合計	204,200

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		189,712
売上原価		169,983
売上総利益		19,728
販売費及び一般管理費		11,013
営業利益		8,714
営業外収益		
受取利息及び配当金	362	
保険の差益	521	
その他	122	1,005
営業外費用		
支払利息	228	
保証料	162	
貸倒引当金繰入額	△49	
支払手数料	128	
その他	3	473
特別利益		9,247
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1,448	1,449
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	227	
投資有価証券売却損	24	
減損	239	
その他	18	518
税金等調整前当期純利益		10,177
法人税、住民税及び事業税	1,994	
法人税等調整額	1,299	3,293
当期純利益		6,884
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		6,859

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,976	18,121	31,773	△4,066	64,805
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△985		△985
親会社株主に帰属する当期純利益			6,859		6,859
自 己 株 式 の 取 得				△1,194	△1,194
自 己 株 式 の 処 分				5	5
転換社債型新株予約権付社債の転換		2		7	10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2	5,874	△1,181	4,695
当 期 末 残 高	18,976	18,124	37,647	△5,247	69,500

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,571	△27	3,659	△2,547	3,656	703	69,166
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△985
親会社株主に帰属する当期純利益							6,859
自 己 株 式 の 取 得							△1,194
自 己 株 式 の 処 分							5
転換社債型新株予約権付社債の転換							10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	128	18	-	2,141	2,289	24	2,314
当 期 変 動 額 合 計	128	18	-	2,141	2,289	24	7,009
当 期 末 残 高	2,700	△8	3,659	△405	5,945	728	76,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	144,082
現金預金	28,424
受取手形	3,850
完成工事未収入金	78,227
兼業事業未収入金	2,474
未成工事支出金	3,631
兼業事業支出金	159
販売用不動産	1,796
立替金	15,246
その他の	10,540
貸倒引当金	△270
固定資産	48,068
有形固定資産	28,232
建物・構築物	2,342
機械・運搬具	1,478
工具器具・備品	356
土地	15,512
リース資産	2,317
建設仮勘定	6,225
無形固定資産	997
投資その他の資産	18,838
投資有価証券	10,638
関係会社株式	2,373
関係会社長期貸付金	1,101
繰延税金資産	3,617
その他の	1,653
貸倒引当金	△546
資産合計	192,150

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	101,371
支払手形	3,181
電子記録債権	14,186
工事未払入金	24,153
短期借入金	8,822
リース負債	540
未払法人税等	1,908
未成工事受入金	12,777
兼業事業受入金	47
預り金	26,368
完成工事補償引当金	941
工事損失引当金	1,700
施工不良関連損失引当金	192
その他	6,550
固定負債	24,742
転換社債型新株予約権付社債	6,990
長期借入金	11,682
リース負債	2,013
再評価に係る繰延税金負債	2,320
退職給付引当金	1,424
役員株式給付引当金	72
その他	238
負債合計	126,113
(純資産の部)	
株主資本	59,788
資本金	18,976
資本剰余金	18,176
資本準備金	4,744
その他の資本剰余金	13,431
利益剰余金	27,399
その他の利益剰余金	27,399
別途積立金	14,000
繰越利益剰余金	13,399
自己株式	△4,763
評価・換算差額等	6,247
その他有価証券評価差額金	2,596
繰延ヘッジ損益	△8
土地再評価差額金	3,659
純資産合計	66,036
負債純資産合計	192,150

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額				
売	上	高	事	高	175,664	
	完	成	業	高	3,741	
	開	事	等	高	1,319	180,725
	不	産	価			
売	上	原	等	原	159,449	
	完	成	等	原	3,113	
	開	事	等	原	759	163,322
	不	産	等			
売	上	総	益	益	16,214	
	完	成	事	益	628	
	開	事	等	益	560	17,403
	不	産	等			
販	費	一	管	費		10,110
売	及	般	理			7,293
	び	業	業	利		
営	営	外	収	益	370	
	業	取	息	及	520	
	受	利	及	配	110	1,001
	保	險	の	差		
営	そ	外	費	の	238	
	業	支	払	用	161	
	支	倒	引	証	△49	
	保	引	当	金	128	
	貸	払	手	の	3	482
	支		の	利		7,812
	そ	常	益	利		
特	別	利	証	券	1,448	1,448
	投	有	失	売		
	別	損	産	除	7	
	固	定	産	却	25	
	固	資	証	却	24	
	投	有	の	却	239	
	減	損	の	却	18	315
	そ		期	他		
	税	引	純	損		8,945
	法	前	及	損		
	法	住	事	失		
	当	税	業	他		
		人	整	益		
		人	利	税		
		期	業	額		
			益	益	1,544	8,945
				額	1,298	2,842
				益		6,102

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	18,976	4,744	13,429	18,173	14,000	8,300	22,300	△3,539	55,910
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△1,002	△1,002		△1,002
当 期 純 利 益						6,102	6,102		6,102
自己株式の取得								△1,236	△1,236
自己株式の処分								5	5
転換社債型新株 予約権付社債の転換			2	2				7	10
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2	2	-	5,099	5,099	△1,224	3,878
当 期 末 残 高	18,976	4,744	13,431	18,176	14,000	13,399	27,399	△4,763	59,788

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,381	△27	3,659	6,013	61,924
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,002
当 期 純 利 益					6,102
自己株式の取得					△1,236
自己株式の処分					5
転換社債型新株 予約権付社債の転換					10
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	214	18	-	233	233
当 期 変 動 額 合 計	214	18	-	233	4,111
当 期 末 残 高	2,596	△8	3,659	6,247	66,036

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東亜建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人[Ⓔ]
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奥見正浩[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東亜建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見正浩[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第131期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、オンライン形式も活用しながら、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組み、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。また、そのための各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を害するものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

東亜建設工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 小川 信 行 ㊞
 監査等委員 岡村 眞 彦 ㊞
 監査等委員 渡邊 光 誠 ㊞
 監査等委員 半田 未 知 ㊞
 （佐々野 未知）

（注）監査等委員 岡村眞彦、渡邊光誠及び半田未知は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

